

愛選委告示第11号

有効署名の総数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の2の第2項の規定により、平成27年1月28日から同年2月3日までの7日間、滋賀県愛知郡愛荘町条例制定請求者署名簿を関係人の縦覧に供したところ異議の申出がなかったため、当該期間の経過により署名の効力が確定した結果、有効署名の総数は次のとおりである。

平成27年2月4日

愛荘町選挙管理委員会委員長 児玉



1. 有効署名の総数

1, 162 人